

# 議 事 録

文教厚生常任委員会

平成27年3月5日

|      |  |
|------|--|
| 開 会  |  |
| 副委員長 | <p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、午前中の議会でお疲れのところ、また全協でお疲れのところ今しばらくのお付き合いをお願いしたいと思います。</p> <p>本日は、文教厚生常任委員会を開会いたします。</p> <p>委員長が欠席でございますので、私、副委員長が代役を務めさせていただきます。</p> <p>(13:28)</p>  |
| 副委員長 | <p>これより、本委員会に付託されました請願第1号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願」を議題とし、審査を行います。</p> <p>まず、本日の出席者をご紹介します。</p> <p>請願者の、全日本B型肝炎訴訟九州原告団 原告世話人 小川敏様。</p>   |
| 小川様  | 小川でございます。よろしく申し上げます。   |
| 副委員長 | 参考人として、木村誠吾様、野田さゆり様。   |
| 木村様  | よろしく申し上げます。  |
| 野田様  | 野田です。どうぞよろしく申し上げます。  |
| 副委員長 | 紹介議員の梅田美代子議員。  |
| 梅田議員 | お疲れさまでございます。   |
| 副委員長 | 担当部局として、健康課長。  |
| 健康課長 | 梶本でございます。  |
| 副委員長 | <p>以上の方々です。</p> <p>お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>まず、請願趣旨について、請願者の説明を求めます。</p> <p>全日本B型肝炎訴訟九州原告団 原告世話人 小川敏様</p>   |
| 小川様  | <p>私どもは全国B型肝炎訴訟九州原告団のメンバーでございます。</p> <p>今回、ウイルス性肝炎の肝硬変、肝がんの医療費助成の拡充ということで、請願を提出させていただきます。</p> <p>この請願はですね、私たちB型肝炎だけではなくて、全国肝臓患者者団体協議会、通称「日肝協」、それから薬害肝炎全国訴訟の全国弁護団、これはC型肝炎ですね、こういう3団体で、合同で請願の活動をさせていただいております。</p> <p>事前に、お手元に説明の資料をですね、「ウイルス性肝炎の医療費助成を求める請願陳情にご協力願います。」という趣旨の文書を事前に提出させていただいております。これをちょっと要約してですね、ご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、私はですね、既に肝硬変から肝がんに進みまして、約1年前ですかね、再発をして、今のところ健康な状態を保って、何とか仕事もできているというような状態でございます。</p> <p>このウイルス性肝炎の患者というのはですね、全国で350万人ともいわれて、全体の人口比で言いますと、2.5から3%ぐらいの感染者がいるであろうと、厚労省の推計で言われております。</p> <p>こちらの筑前町、約、人口1万人ぐらいですかね。</p> <p>(「2万9千人」の声あり)</p> |
| 小川様  | <p>失礼しました。</p> <p>そうしますと、約900名とかですね、千名規模の感染者がですね、潜在的にはおるといことが統計的に言えるのではないだろうかということです。</p> <p>そういったことで、こういうウイルス性肝炎というのは、集団予防接種の注射器、筒の使い回し、それから血液製剤投与ですね、それから、かつて売血なんかありました汚染血液の輸血などの医療行政によって感染が広がった日本病、国民病と呼ばれる</p>   |

病気であります。

私たち患者は国の責任により被害を受けたことをずっと訴えてきておるんですけども、国はこの責任を認め、平成21年にですね、肝炎患者を支援する肝炎対策基本法という法律が公布されています。平成23年にはB型肝炎の被害回復を図る基本合意というのが結ばれて、当時の菅総理が謝罪するというような歴史的な事実があります。

現状国が実施している医療費助成というのは、B型・C型肝炎のウイルスを抑え込む抗ウイルス剤。即ちインターフェロンであるとか核酸アナログ製剤であるとかですね、こういう抗ウイルス療法のみはですね、助成の適用になっております。

ところが、これから病態が進んで、より重篤化した肝硬変、肝がんの医療に関してはですね、そういう医療費助成は、基本的には適用されていません。通常の社会保険ですね、3割負担それから高額医療の負担は、負担の中で医療費を支払っていくと、そういう実態であります。そういう肝硬変、肝がんの患者の入院とか手術ですね、そういう費用に関しては助成が適用されてないということになります。

B型肝炎のですね、肝硬変、肝がんの患者さんはですね、70%以上が60代以下の働き盛りの人たち、それからC型肝炎ではですね、80から90%が60から70代の高齢者、要するに働き盛りと高齢者に二分された病態の患者さんたちが非常に多くなる。まして肝臓がんはですね、再発率が非常に高こうございます。25%の人はですね、5回以上再発をします。半分の人がですね、約、もう2回以上の再発を繰り返すというのが、こういう我々患者の中ではですね、もう常識になっています。

医者に言わせると、ウイルス性肝炎による肝臓がんは、これは慢性病だと言われている。あくまでも一過性のですね、原発性の肝臓がんでは治療すれば快癒するというものではなくて、たとえ初期に発見されたとしても再発を繰り返していくと。

再発のその周期がですね、段々段々短くなってくる。5年に1回、3年に1回、2年に1回、ひどい人はですね、半年に1回再発するというような方もですね、重篤な患者さんになると、おられます。

そういう中でですね、患者さんたちは家族を養い生活を維持しながら、ところが十分に働けない、中にはもう職を辞さなくてはいけないというような、経済的な打撃を受ける中でですね、医療費を払い続けて命を繋いでいくというような、生活を強いられているというのが実態であります。

ここで、ぜひ先生方にご理解いただきたいのがですね、このB型肝炎に限らずですね、ウイルス性肝炎の病気というのは、先ほど言いましたように、注射針であるとか血液製剤であるとか輸血であるとかですね、そういう医療行為の中で蔓延した疾患なんです。

患者の、例えば酒の飲みすぎであるとかですね、不摂生であるとか、そういう自己責任のもとで発生した病気ではないんです。

ここはですね、一般的に肝臓が悪いというと、ああ、酒の飲みすぎだろうと言いますが、決してそんな病気ではないです。

今、肝臓がんの発生率の10%ぐらいしかですね、アルコール性肝炎の患者さんというのはいないですね、もうほとんどがウイルス性肝炎の患者さんです。そういう実態ということですね、先生方にぜひご理解いただきたいと思っております。

今、肝硬変、肝がんの患者は、1日に110名、年間4万人とかいう人たちが亡くなっていると。この限りある命でですね、残された時間というのはあまり多くないんです。特に高齢者の方々は、今までせっかく働き通しで来て、やっと一息つこうかといったときにですね、こういう病気が発症して、病気に苦しまなくちゃいけないというようなことになっております。

|      |  |
|------|--|
|      | <p>これらの被害者を救うためにですね、ぜひ、医療費助成、生活支援ということですね、実現させていただきたいというのが、我々の願いであります。</p> <p>肝炎対策基本法等の大臣協議を経てですね、国は医療費助成を進めていこうという動きを開始はしています。ところが、なかなか制度化までにたどり着けないというのが実態であります。</p> <p>こういう今から国が動こうとするときにですね、町議会の先生方のご意見をもってですね、国に圧力をかけて、何とかこの制度を実現させるべくですね、お力添えを願いたいというふうに考えております。</p> <p>ウイルス性肝炎の被害実態を知っていただいてですね、肝炎患者へのご支援を、ぜひご協力賜りたいと思います。</p> <p>ちょっと説明の中で細かい話が抜けましたけれども、実は肝硬変、肝がん患者の医療費助成とですね、もう1つはですね、身体障害者のですね、身体障害者福祉法に基づく身障者手帳の基準の緩和を求めるといふ請願も同時に出しております。</p> <p>これは、身体障害者の法律の中でですね、身障者手帳を受給することができるというような規則があるんですけども、その認定基準が非常に厳しくてですね、例えば、肝硬変が重度になってくるとですね、腹水がたまって肝性脳症になってですね、もうほとんど寝たきりの状態なんですね。</p> <p>こういう状態で、その病態が3カ月以上続くという条件がないとですね、手帳の認可が下りないと。生活に非常に困ってですね、何とかそういう生活支援のサービスを受けたいと思ってですね、手帳を受け取ることはできないというような実態で、実際の医療現場からもですね、そういう救済の手を差し伸べたいんだけど、やはり法律の壁でなかなか救済することができないというようなご意見もですね、各地の肝臓専門医の先生方からも出されております。</p> <p>そういう制度と実態の整合性がうまく取れてないというようなところもありますので、身障者手帳の基準の緩和ということも、併せて請願としてお願いしたいと存じます。</p> <p>簡単ですが、以上でございます。</p> |
| 副委員長 | <p>それでは、次に、紹介議員の説明を求めます。</p> <p>梅田美代子議員</p>  |
| 梅田議員 | <p>どうもお疲れさまでございます。文教厚生常任委員会の皆様におかれましては、午前中の議会に引き続きまして、本当にお世話かけておるところでございますが、どうかよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>先ほど請願者の小川さんのほうからご説明が、今ありまして、また事前に資料等お届けしておりましたように、わが国のB型肝炎及びC型肝炎、ウイルス性肝炎患者は約350万人以上と推定されております。これが集団予防接種のときの注射器の使い回し、そして手術や出産時の輸血、血液製剤などが主な感染原因とされておまして、国民病、そして医療行為の中で蔓延していった医原病と言われ、国の責任が確定しているところでございます。たれもが感染している可能性があるのじゃないかということも言われております。</p> <p>私とほぼ年代的には一緒ですので、文教厚生常任委員会の皆様にも記憶があると思いますが、子どものときというのは、予防接種は1本に注射器を使い回して注射を私もされておりました。当時は病気を予防するための注射ということで、まさかこの注射器によってそういう肝炎になるとは、誰も想像はしていなかったと思いますが、昭和28年にはWHOが、注射器使い回しによる感染の危険を指摘していたそうです。また、昭和23年には肝炎が注射器により伝染するとの報告も、国内でもあったということでございます。</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>そして昭和63年、厚生省から注射器使い回し禁止の通達が出された後も、これが各自治体にきちっと徹底されてなくて、使い回しがまだされていた実態もあったと聞きます。</p> <p>私の長男が昭和53年の生まれでございますので、検査しておりませんが、もしかしたらということも考えられるのかなと思って、現在は健康でおりますけれども、本当にもしかしたら感染している可能性もあるのじゃないかということも言えると思います。</p> <p>先ほどお話を伺いましたように、肝炎の皆様のご苦勞、そしてまた肝炎を患って、本当に人生を狂わせられたということは他人事ではなくて、深く私自身胸に突き刺さるものでございます。</p> <p>現在、国の医療費制度は抗ウイルス力に限定されておるということでございますが、肝硬変、肝臓がんの患者の入院、手術費等は極めて高額であるにもかかわらず助成の対象になっていない、経済的、精神的にも大変な状況と聞き及んでおります。また、肝硬変患者への支援制度であります障害者福祉法上の障害認定制度は、医学上の認定制度が極めて厳しくて、本当にもう亡くなる直前でないと認定されないという、この実態もあるようでございます。</p> <p>厚労省といたしましても、医療費助成を実施したいという方針は持っておられるようでございますけれども、やはり1日も早く支援体制、法的体制が整うことが大事だと考えます。</p> <p>ウイルス性肝硬変、肝がんで亡くなられる方が毎日120人ほどおられるということも聞いておりますので、やはり手遅れにならないように支援を受けることができる法整備を求めていきたいなというふうに、私は強く感じたわけでございます。</p> <p>資料にも載っておりましたが、福岡県内では、平成27年1月現在、61議会中57議会で、請願者の皆様のご努力で採択をされておまして、57議会で本当に理解をいただきまして各議会、請願採択をしていただいております。本筑前町議会におきましても、本当に皆様のご理解、ご協力、ご賛同いただきまして、意見書を国に提出していただきますように心よりお願いする次第でございます。</p> <p>この請願が追い風になりまして、請願者の皆様の願いが1日も早く実現することを願うばかりでございます。どうか議員の皆様、よろしく願い申し上げます。以上でございます。</p> |
| 副委員長 | <p>それでは最後に、当局からの説明を求めます。</p> <p>健康課長</p>   |
| 健康課長 | <p>ウイルス性の肝炎の患者さんの情報につきましては、私もまだ日が浅くてですね、十分承知しておりませんでしたけれども、ベテランの保健師がおりますので、以前の状況を尋ねました。</p> <p>それ前ということでもありますけど、訴訟のための情報開示ということですね、予防接種の情報開示にみえたことがあったということでございます。ただ、かなり以前の情報ということですね、そのときにはその情報を持ってなかったといったようなこともあったということでございます。</p> <p>また、朝倉地区に関しましては、このウイルス性の肝炎の患者さんの数が多いといったようなことを、以前から聞いておったということ、保健師がそういった認識を持っておったということでございます。</p> <p>今現在、私たちに直接にですね、患者さんのほうからいろいろ要望等が出されるようなことはなかなかございませんけど、そういった状況ということでございます。</p> <p>県のほうに確認をいたしまして、今の助成制度、インターフェロン治療等の助成の受給者がどれくらいいらっしゃるかということをお尋ねしましたが、今現在で筑前</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>町で40名弱の方が、その助成制度を受けてあるということでございます。</p> <p>冒頭にですね、筑前町でしたら千名前後の患者さんがいらっしゃるのではないかと<br/>いうことをお聞きしましてですね、改めて驚いているという状況でございます。</p> <p>国のほうとしても医療費助成を含む支援制度の方針が出ているということござ<br/>いますので、患者さんの実態に沿った具体的な措置をですね、早急に講じていただく<br/>必要があるというふうに思ったところでございます。以上です。</p>  |
| 副委員長 | <p>以上で、関係者からの説明が終わりました。</p> <p>これから、請願第1号に対する質疑に入ります。</p> <p>請願者、紹介議員、当局に対し、ご質疑がありましたらお願いします。</p> <p>はい。</p>   |
| 川上議員 | <p>課長、ちょっといいですか。</p> <p>高額医療で、この肝炎の患者さんが高額医療でどのくらい支払しているか、実態は<br/>つかめとらん。</p>  |
| 健康課長 | <p>この患者さん、この分の高額療養費ということですね。</p> <p>そうですね、町が仮につかもうとしても国保の分だけになりますね。</p>  |
| 川上議員 | <p>すいません、これ私、あまり詳しくないんですが、これがもしお子様で関係したり<br/>してくるんですか。赤ちゃんが生まれてくるじゃないですか、その方が、お母さんが<br/>仮に患者さんであった場合には、お子さんまで影響があるということも出てくるん<br/>ですか。</p>   |
| 野田様  | <p>そういう危険性があります。</p> <p>患者さんで出産する人というのは、やはりそれが一番の。</p>   |
| 川上議員 | <p>そういう実例はあるわけですかね。</p>  |
| 野田様  | <p>はい。十分あります。</p>  |
| 木村様  | <p>よろしいでしょうか。</p>  |
| 副委員長 | <p>はい。</p>   |
| 木村様  | <p>今、ご質問は、母子感染のことだと思うんですけども、これの予防注射の場合が<br/>ですね、昭和23年から63年まで、40年間にわたってやられておまして、父子<br/>感染はあんまりないんですけども、母子感染は出産のときに、子宮の中に胎盤がで<br/>きます。赤ちゃんが出た後、後産といって胎盤が子宮から剥がれるんですね。そのと<br/>きに出血する。お母さんの血液の中にB型肝炎ウイルスが入っている。子どもが産道<br/>を通るときに擦り傷がある。それでもって赤ちゃんの血液に入ると。それで母子感染<br/>なんですけど、昭和61年から母子感染の防止用のワクチンが打つようになったん<br/>ですけど、それでも9割しか効かないよと。昭和61年までに生まれた子どもさんは危<br/>ないよということ、危険性が考えられる。</p> <p>そこから厚生労働省とすれば、B型肝炎というのは全国で120万人くらい、予防<br/>注射で45万人くらいかなというのが推計されていると。</p> <p>父子感染もですね、歯ブラシを共用するとか、そういう場合は、親父のカミソリの<br/>血が、子どもが使ったと、それで父子感染の可能性はある、歯ブラシの共用とかです<br/>ね。母子感染については、もう出産時の関係で非常に。</p> <p>もう仲間に何人も子どもさんも、孫までいったという例までもございます。</p> <p>以上、発言を終わります。</p> |
| 副委員長 | <p>他はございませんか。</p> <p>はい。</p>   |
| 木村議員 | <p>すみません、2、3点お尋ねを申し上げます。</p> <p>私もこういった件に関しては初めてでございます。一生懸命今回の資料をいただい<br/>てですね、見てきたんですが、なかなか分からないところもありまして、2、3点だ</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>けすみません。</p> <p>今の感染経路とか可能性とかについては説明していただきまして、大体分かりました。</p> <p>もちろんアルコール性の肝炎であったり、そんなのはもうちゃんと別に分けられるんですけど、例えばですね、今、ピアスとか多いですね、きちんとした病院でされない方もいらっしゃいますですね。それとかタトゥー、結構今多いですね、若者の中ですね。</p> <p>ああいったもので感染するという確率も、私が考えるにですよ、あるんじゃないかなと、今思ってますね、その辺を結局分けるということが出来るのかなというのが、1点ですね。</p> <p>それとですね、障害者手帳の認定の緩和、これについてですね、やっぱり分かりました。3カ月継続してですね、なからんといかんということですね、こういうふうな認定を受けられる場合、患者さんはですね、本当に明日困る、今日困るという部分を補えるものですから、それはしっかりとやっぱりしていけないかん部分と、私も思っております。</p> <p>しかし、そこをですね、認定を緩くするという事で、本来そういうふうな助成を受けるべきじゃない人が、そこに入りこんでしまうという恐れが出てくるのではないかと。3カ月のものを1カ月とかにするのであれば、それを補うだけの認定する方法ですね、そこが確立、まだ発信してませんので、確立とまで行かないけど、そういう方法があるものなのか。それをもう1点。</p> <p>それと、もう1点だけすみません。</p> <p>福岡県ですね、これだけのことが93%ですか、書いてありますけれども。参考までに、よそさんがどうだからといったことではないんですけども、うちはうちでしっかりと考えを持っていますけども、上毛町ですね、上毛町だけが継続審議ということを出してありますけど、この理由が把握されとったら教えていただきたい。参考までに教えていただきたいんですけども。その3点をすみませんが、お願いします。</p> |
| 副委員長 | はい。   |
| 木村様  | <p>今、ご質問の1番目、ピアス、タトゥーありましたが、これもやはりピアス、タトゥーについては、どちらかというC型のほうが多いんです。B型よりも。</p> <p>でも元を正せば、B型肝炎は予防注射がほとんど、あるいは母子感染だと。C型肝炎については、売血によるところで、ミドリ十字が以前作った血液製剤、止血剤、元はそれを使ったことによってC型になった。その人を刺したことによるタトゥーであるとかピアスである。元々の原因が、C型になったのが、やはりウイルス性の、そこに手術のときの輸血であるとかですね、使われたと。原因が元々あるから、ここにさしたのでやるからということであれば、そんなにどこが原因かな、そこまで追いきれないでしょうから、ウイルスを感染させたという元がやはりあったと、ということで理解いただければいいんじゃないかなと。我々の場合も予防注射でなっていますので。</p>   |
| 委員長  | はい。   |
| 野田様  | <p>もちろんご質問のとおり、例えばピアス、それを開ける器具ですね、それを消毒しないでまた次の方に使ったということでしたら、感染の恐れはもちろんあります。刺青もタトゥーもそうですね。</p> <p>ですから、結局患者はケガをして、例えばケガをする。そして相手の方も非感染者の方もケガをした。その傷口がふれあって血液が入った場合、体液、血液ですね、その場合も、率直なお答えをするとそれは可能性はあります。</p> <p>今申し上げたように、C型肝炎がそうであるように、現況があったから、そういった血液製剤とかがあったから、私たちは予防接種があったから、それによる今回の、</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>私たちの訴えているのは、蔓延ということが基本にあるんですね。</p> <p>そういう意味での、だから、そうですね、お酒を飲みすぎてなった方とどう区別するかと。それはもちろん、今回まだ私たちの要望が通っていないということの1つの大きな原因でもあるんですね。厚労省が足踏みしている、決断できないという、長年にわたりですね、それはご質問のとおりでございます。確かに。</p> <p>ですが、現況がというところで、このようにしてお願いをしております。国のほうに。</p>   |
| 副委員長 | はい。  |
| 木村様  | <p>それでは、今回のウイルス性肝炎によるものとなっておりますので、肝臓がんで亡くなるのが、85%はB型かC型。Cが70%、Bが15%となっておりますので、ウイルス性肝炎に基づくものを医療費助成ということが基本ですね。</p> <p>それから、先ほどのご質問の2番目の身体障害者の手帳関係ですけど、これは、昨年の6月から厚生労働省は、障害厚生年金と障害国民年金、これを緩和してきたんです。</p> <p>その場合に、これと違った身体障害者福祉法制度があるわけですけど、それによりますのが、先ほど3カ月と言いました。これは、日常生活が3カ月送れないものと、それはもう寝たきりなんですね。2級の場合は、日常生活に著しく障害がきたすものと。そうすると日常生活ができないとなると寝たきりで3カ月。何を言わんとしているかと言ったら、もう白い箱に入る直前しかならないよと。認定されたら、もうすぐ余命なんぼと、そういう状態が今の身体障害者福祉法の1級の規定になっている。</p> <p>それで福岡市の場合は、1級が市内在住で、去年の11月現在だと100人、2級が0、3級が7人ですか、4級が20人くらい。もうすぐ、そういう状態で、もう3カ月以上が、もう日常生活を送れないということ、それが認定の基準になっておりますので。もう縮めるといっても、もう認定されたら何の恩恵というのが、国の福祉制度のきたさないままにということ。</p> <p>ただ肝臓の場合ですね、生体肝移植を受けた人は、もう生涯抑制剤を飲まなきゃいけません。その方だけはもう1級になると、肝臓移植の人はですね、免疫抑制剤を投与される。そこまで行ってない方は、もうなかなかダメだと。</p> <p>そういう状況になっていますので、時間を短くしたらもう、それこそ大変かなと、今の身体障害者福祉法の制度です。</p> <p>ですから年金制度をですね、昨年東京にセミナーがあつて行ったときに、厚労省の課長さんが出て来て説明されたんですけど、年金についてはやりましたよと、ところが障害者福祉法については、まだ回答が出なかったという状況があるものですから、皆さん方の、先生方のお力添えでもって、形はあったけど、こちらのほうもというのが、今回請願の大きなお願いでございます。</p> |
| 小川様  | <p>継続審議については、私もちょっと具体的な理由は聞いてません。</p> <p>ただ、3月議会で通るような見通しだという報告は、つい数日前に聞きました。</p>  |
| 木村議員 | はい、分かりました。   |
| 副委員長 | <p>他はよろしいですか。</p> <p>ないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>以上で、請願者からの説明が終わりましたので、請願者、紹介議員、健康課長の皆様には、退席していただきます。たいへんお疲れさまでございました。</p> <p>(請願者、紹介議員、健康課長退席)</p>   |
| 副委員長 | <p>これより討論に入ります。</p> <p>まず、請願第1号に反対者の反対討論を許します。</p> <p>(反対討論なし)</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 副委員長 | ないようですので、次に賛成者の賛成討論を許します。<br>石丸議員   |
| 石丸議員 | 特別な理由はないんですが、先ほど木村議員のほうからもいろいろ質問の中でありましたけれども、これに係わらず生活保護の問題にしても何にしてもですね、それを悪用したりとか云々というのは、それはもう実際問題としてあります。<br>だからといって本当にそのことですね、救われる人もおるわけで、これには私は賛成をしていきたいと、ぜひ早急にですね、国がこの対応をしていただきたいということで、賛成討論とします。以上です。                   |
| 副委員長 | はい。<br>深野議員   |
| 深野議員 | 私も賛成の立場で意見を言わせてもらいますが。<br>私も実はですね、今から27年ぐらい前、今45ですけど、交通事故に遭って、ものすごい事故で、今説明があったように、輸血をしたんですね。C型肝炎やったんです。そのときが。<br>当時の保険制度というのは今のようじゃなくて、ものすごい苦勞をしたんですよ、僕自身が。<br>だから、そういったことを思えば、やっぱりこういったのは整備することは大事だと思いますので、私はこのことについては賛成します。 |
| 副委員長 | 他にございませんか。<br>討論がないようですから、以上で討論を終結いたします。<br>これより請願第1号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願」を、採決いたします。<br>請願第1号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。<br>(賛成者挙手)   |
| 副委員長 | 挙手全員です。<br>したがって、請願第1号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願」は、採択と決しました。<br>お諮りします。<br>ただ今、採択しました請願第1号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。<br>これに、ご異議ありませんか。<br>(異議なし)  |
| 副委員長 | 異議なしと認めます。<br>したがって、請願第1号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。<br>なお、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。<br>(異議なし)  |
| 副委員長 | 異議がありませんので、そのように決定いたしました。   |
| 散 会  |   |
| 副委員長 | 以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了しましたので、文教厚生常任委員会を散会いたします。<br>本日は長時間お疲れさまでございました。<br><br><div style="text-align: right;">(14:09)</div>   |
|      |   |

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するために署名する。

文教厚生常任副委員長

奥村忠義